

双葉町公共用施設維持補修基金の管理及び運用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町規則第 1 4 号

双葉町公共用施設維持補修基金の管理及び運用に関する規則等
の一部を改正する規則

(双葉町公共用施設維持補修基金の管理及び運用に関する規則の一部改正)
第 1 条 双葉町公共用施設維持補修基金の管理及び運用に関する規則(平成
3 0 年双葉町規則第 3 号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

区分	施設名
社会福祉施設	1 双葉町診療所
環境衛生施設	1 双葉町公共下水道施設
教育文化施設	1 双葉南小学校 2 双葉北小学校 3 双葉中学校 4 ふたば幼稚園 5 双葉町コミュニティーセンター 6 北部コミュニティーセンター 7 山田地区多目的集会所 8 新山公民館 9 石熊公民館 10 山田上公民館
スポーツ又はレクリ	1 マリーンハウスふたば

エーションに関する施設	2 双葉町海浜公園
	3 双葉町総合公園
産業振興系施設	1 双葉町産業交流センター
その他施設	1 町道路線（町内一円）
	2 光ファイバーケーブル（町内一円）

（双葉町公共用施設維持運営基金の管理及び運用に関する規則の一部改正）

第2条 双葉町公共用施設維持運営基金の管理及び運用に関する規則（平成20年双葉町規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号を第10号とする。

（双葉町特定原子力施設地域振興事業公共用施設維持補修基金の管理及び運用に関する規則の一部改正）

第3条 双葉町特定原子力施設地域振興事業公共用施設維持補修基金の管理及び運用に関する規則（平成30年双葉町規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	施設名
社会福祉施設	1 双葉町診療所
環境衛生施設	1 双葉町公共下水道施設
教育文化施設	1 双葉南小学校
	2 双葉北小学校
	3 双葉中学校
	4 ふたば幼稚園
	5 双葉町コミュニティーセンター
	6 北部コミュニティーセンター
	7 山田地区多目的集会所
	8 新山公民館
	9 石熊公民館

	10 山田上公民館
スポーツ又はレクリエーションに関する施設	1 マリーンハウスふたば 2 双葉町海浜公園 3 双葉町総合公園
産業振興系施設	1 双葉町産業交流センター
その他施設	1 町道路線（町内一円） 2 光ファイバーケーブル（町内一円）

（双葉町特定原子力施設地域振興事業公共用施設事業運営基金の管理及び運用に関する規則の一部改正）

第4条 双葉町特定原子力施設地域振興事業公共用施設事業運営基金の管理及び運用に関する規則（平成27年双葉町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を削り、第11号を第8号とし、第12号を第9号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。